

吉見町障害者活躍推進計画

| | |
|-------------------------|---|
| 機 関 名 | 吉見町・吉見町教育委員会 |
| 任命権者 | 吉見町長・吉見町教育長 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 吉見町における障害者雇用に関する課題 | <p>吉見町においては、令和元年6月1日現在、法定雇用障害者数を達成しているものの、法定雇用率は未達成の状況です。</p> <p>こうした現状のなか、障害を有する職員が定年等により退職、あるいは、数年後に退職を迎える予定であること、法定雇用率が今後引き上げられることから、毎年、障害者枠の職員募集を実施していますが、受験の応募がない状況です。このことから積極的に採用活動をするとともに障害を有する方にとって、働きやすい環境を整備していくことが、喫緊の課題となっています。</p> |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | <p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.29% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進歩管理</p> |
| ②定着に関する目標 | <p>○不本意な離職者の発生を極力防ぎます。 （評価方法）任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進歩管理</p> |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | |
| (1) 組織面 | <p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任します。</p> <p>○総務課秘書人事係が事務担当として、計画の推進に努めます。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。</p> |
| (2) 人材面 | <p>○障害者が配置されている部署の職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は埼玉労働局が開催する「精神・発達障害仕事サポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募ります。</p> |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | |
| | <p>○新規採用又は人事異動の際等に、定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行います。</p> <p>○現に行っている業務の遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | |
| (1) 職務環境 | <p>○新規に採用した障害者については、定期的に面談を行い、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。</p> <p>○措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施します。</p> |
| (2) 募集・採用 | <p>○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わないよう徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害者を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。 |
| (3) 働き方 | <p>○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇等の各種休暇の利用を促進します。</p> |
| (4) キャリア形成 | <p>○本人の希望及び障害の特性も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施します。</p> |
| (5) その他の人事管理 | <p>○定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行います。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じます。</p> |
| 4. その他 | |
| | <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大に努めます。</p> <p>○障害者就労施設等が生産・加工・製作した物品の販売の場所を提供します。</p> |